

ご来院のみなさまへのお願い

迷惑行為により診療をお断りすることがあります

当院では、次のような迷惑行為があった場合には、診療をお断りする場合があります。

患者さんの安全を守り、診療を円滑に行うとともに、職員が一丸となって最善の医療を提供するためにも、何卒ご理解のほどお願いいたします。

①他の患者さんや職員にセクシャルハラスメントや暴言・暴力行為があった場合、

もしくはその恐れが強い場合

②大声・暴言または脅迫的な行動により、他の患者さんに迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を

妨げた場合

③解決しがたい要求を繰り返し行い、診療業務を妨げた場合

④建物設備等を故意に破損した場合

⑤受診に必要でない危険な物品を院内に持ち込んだ場合

⑥飲酒をしている場合